

平成30年度 第1回

文京区国民健康保険事業の
運営に関する協議会

日時：平成31年2月20日（水）

午後2時～午後3時15分

場所：文京シビックセンター

区議会第2委員会室

文京区福祉部国保年金課

1 開会

○木幡福祉部長

ただいまより、平成30年度第1回文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております、福祉部長の木幡でございます。

当協議会の進行は、本来ですと、会長が行うこととなっておりますが、委員の改選後、初めての協議会でございますので、会長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議題に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。

本日の資料はあらかじめお送りし、本日、ご持参をお願いしておりますが、お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局へお声がけください。よろしいでしょうか。

それでは続けてまいります。

本日の資料は、それぞれの資料の右上に記載している資料1から資料7と、協議会委員名簿でございます。

また、加えて、席上に本日の会議次第、諮問文案、参考となる資料を配付させていただいておりますので、お手元をご確認ください。

次に、発言を正確に記録するために、マイクを使ってご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際には、はじめにお名前をおっしゃってください。また、発言が終わりましたら、お手元のマイクのスイッチを切っていただきますようお願いいたします。

2 協議会の成立報告

○木幡福祉部長

次に、本日の出席状況についてのご報告でございます。

本日ご出席いただいている委員の人数は21名でございます。委員定数の2分の1以上のご出席と、各代表委員のご出席もいただいておりますので、本協議会規則第6条の規定によりまして、本協議会が成立しておりますことを、ここにご報告申し上げます。

また、浅沼委員、上田委員からは本日ご欠席の旨、内海委員からは遅れていらっしゃる旨を

事前にご連絡いただいておりますので、申し添えさせていただきます。

3 委員委嘱状の交付

○木幡福祉部長

それでは、お手元の会議次第に従いまして、第30期委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。本来ですと、区長の成澤より委嘱状を交付させていただくところですが、本日、公務により不在でございますので、かわりまして、副区長の瀧よりお渡しいたします。

副区長、よろしくお願いいたします。

私からお名前を読み上げさせていただきますので、恐縮でございますが、自席でご起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。

飯田委員より順に交付させていただきます。

(飯田委員から順に委嘱状を交付する)

○木幡福祉部長

本来ですと、ここで委員の皆様のご紹介を申し上げるところでございますが、本日は時間の関係上、お配りしております委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

4 副区長挨拶

○木幡福祉部長

それでは、協議会開催に当たりまして、副区長の瀧より、ご挨拶を申し上げます。

○瀧副区長

皆様、こんにちは。

本日は、日差しもようやく春めいてきましたけれども、まだまだ寒く、お忙しい中、文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

委員の皆様には、日ごろから本区の国民健康保険事業はもとより、区政全般にわたりまして、ご支援、ご協力賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、第30期の協議会委員にご就任いただき、厚く感謝申し上げます。

本日、区長が公務により不在のため、私が代理で委嘱状を交付させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日諮問申し上げますのは、文京区国民健康保険の保険料率等の改定についてでございます。

また、報告事項といたしましては、特定健康診査等の実施状況についてご報告させていただきます。後ほどご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

区といたしましても、今後とも、国民健康保険事業の持続的な運営のためにも、引き続き努力してまいりますので、皆様には、今後とも一層のお力添えを賜るよう、お願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木幡福祉部長

ありがとうございました。

5 会長及び会長代理の選出

○木幡福祉部長

それでは、これから議事に入らせていただきます。

まず、会長及び会長代理の選出でございます。

選出につきましては、協議会規則第4条の規定によりまして、公益代表委員の中から選出させていただくこととなっております。この場で公益代表委員の方からご推薦をいただき、お諮りする方法といたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木幡福祉部長

ありがとうございます。それでは、ご推薦をお願いいたします。

松丸委員、お願いします。

○松丸委員

まず、会長及び会長代理につきましては、会長は白石委員、会長代理につきましては渡辺委員をご推薦申し上げます。

どうぞ、皆様のご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○木幡福祉部長

ただいま、松丸委員より会長並びに会長代理の選出につきまして、ご推薦がございました。

ご推薦のとおり、会長に白石委員を、会長代理に渡辺委員を選出してまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木幡福祉部長

ありがとうございます。

それでは、会長には白石委員に、会長代理には渡辺委員にご就任いただくことに決定したいと存じます。

白石会長、会長席にお移りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

6 会長・会長代理挨拶

○木幡福祉部長

それでは、ここで会長になりました白石委員と会長代理になりました渡辺委員に、ご挨拶を賜りたいと存じます。

白石会長、よろしくお願ひします。

○白石会長

皆さん、こんにちは。

このたび、私に会長ということでご推挙いただきまして、ご賛同賜りまして、ありがとうございます。

今年度から国保の運営につきましては、都道府県単位で行う国民健康保険制度の改革が実施されまして、新たな枠組みの中で保険料の算定を行ってきたところです。大きな改正ではありませんけれども、皆様のご協力を得まして、大きな混乱なく、円滑な施行をすることができております。

これからは、新制度の安定的な運営を行って定着させて、そして、将来にわたって区民の皆様が安心して医療を受けられる制度をしっかりと目指して、国保を守り抜いてまいりたいと思っております。

引き続き、区が担う保険料の設定や保険料の徴収、保健事業等のことが大変重要になってまいりますので、本日もさまざまなご説明がありますが、どうぞ忌憚のないご意見を出していただければと思っております。

委員の皆様におかれましては、どうぞ円滑な運営ができますよう、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○木幡福祉部長

ありがとうございました。

続きまして、渡辺会長代理、ご挨拶をお願いいたします。

○渡辺会長代理

皆さん、こんにちは。

ただいま、会長代理にご指名をいただきました渡辺でございます。

会長を補佐いたしまして、円滑な協議会の運営に務めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○木幡福祉部長

ありがとうございました。

7 進行交代

○木幡福祉部長

それでは、ここからは、会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。ご協力、ありがとうございました。

それでは、会長、お願いいたします。

8 諮問

○白石会長

それでは、これより、協議会への諮問がございますので、副区長からお預かりしたいと思います。

○瀧副区長

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会会長殿。

文京区長 成澤廣修。

文京区国民健康保険の保険料率等の改定について（諮問）。

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、下記の事項についてご審議の上、貴会のご意見をいただきたく、お伺い申し上げます。

改定内容。保険料率等について。

改定理由。保険料率等について。

その他でございます。

よろしく願いいたします。

(副区長から隣席の会長へ諮問文を手交付)

○白石会長

ただいま、副区長から、成澤区長からの諮問文をいただきました。

9 副区長退席

○白石会長

瀧副区長は所用のため、これにてご退席をされます。ご了承をお願いいたします。

○瀧副区長

どうぞ、よろしく願いいたします。

(副区長退席)

○白石会長

それでは、お配りしております諮問内容(案)をごらんいただきたいと存じます。ただいま、区長からの諮問文をいただきましたので、各自、(案)の文字を削除していただくよう、お願いいたします。

10 諮問説明

○白石会長

それでは、諮問内容について、事務局より説明をいたします。

○畑中国保年金課長

それでは、資料に基づきまして、文京区国民健康保険の保険料率等の改定について、ご説明を申し上げます。

資料が資料1から7までということで、多くございますので、少々お時間をいただきたいと存じます。着座にてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、お手元の諮問文をごらんください。

順にご説明を申し上げます。

まず、1改定内容といたしまして、(1)保険料率等についてということで、保険料率につきましては、基礎賦課額として医療分と呼ばれるもの。それから、後期高齢者支援金分といわれるもの。それから、介護納付金分といわれる、3つのものから算定されております。

まず、医療分につきましては、(ア)というところで、賦課割合につきましては、「所得割63対均等割37」から「所得割62対均等割38」とする。所得割については、旧ただし書き所得の「100分の7.32」から「100分の7.25」に改定をする。

(イ)均等割につきましては、「3万9,000円」から「3万9,900円」に改定する。

(ウ)保険料を減額する額を7割減額の場合「2万7,300円」から「2万7,930円」に、5割減額の場合「1万9,500円」から「1万9,950円」に、2割減額の場合「7,800円」から「7,980円」に改定する。

(エ)賦課限度額は、「58万円」から「61万円」に改定する。

次に、後期高齢者支援金分についてでございます。

賦課割合につきましては、「所得割63対均等割37」から「所得割62対均等割38」とする。所得割につきましては、「100分の2.22」から「100分の2.24」に改定をする。

均等割につきましては、「1万2,000円」から「1万2,300円」に改定をする。

次に、減額する額ですが、7割減額の場合「8,400円」から「8,610円」に、5割減額の場合「6,000円」から「6,150円」に、2割減額の場合「2,400円」から「2,460円」に改定する。

次に、介護納付金分でございますが、賦課割合を「所得割53対均等割47」から「所得割54対均等割46」とする。

所得割については、「100分の1.33」から「100分の1.41」に改定をするものでございます。

それから、エといたしまして、保険料の賦課総額についてですが、賦課総額の考え方といたしまして、制度上、保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成31年度につきましては、納付金分の95%を賦課総額として算定するものでございます。

2改定理由でございますが、保険料率等につきましては、ただいま申し上げた改定内容につきましては、次にご説明いたします特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準というものに従って改定をしているものでございます。

3その他といたしまして、国による国民健康保険制度の改正について、平成31年度の税制改正の大綱及び国民健康保険法施行令の一部改正に基づき、必要な改正を行う。

以上が諮問の内容でございます。

次に、資料1から7を用いまして、今ご説明いたしました諮問の内容について、一つずつ、

細かく見てまいりたいと思います。

資料1をごらんください。

平成31年度特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応についてということで、保険料率につきましては、特別区で統一保険料率というものを定めておりまして、文京区もその特別区の統一保険料率により調整をしているところでございます。

賦課割合につきましては、先ほど申し上げたとおり、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分につきましては、こちらに記載の数値に変更をいたします。

それから、その下の段、賦課限度額につきましては、基礎分のところ、先ほど3万円増加ということで申し上げました基礎分が61万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護分が16万円ということで、合計で96万円ということになります。

保険料率につきましては、先ほど申し上げたとおり、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分について、記載のと通りの料率に改定をいたしたいと思います。

条例減額につきましても、こちら記載のとおり、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分について、それぞれ7割、5割、2割、減額がございまして、こちらに記載の数値が減額となります。

次に、資料2をごらんください。

先ほど特別区で統一の保険料を設定しているというお話をさせていただきました。その特別区での国民健康保険基準料率の設定についてですけれども、まず、1平成31年度基準保険料率算定における基本的な考え方ということで、こちらは先週、2月15日に開催されました特別区長会において了承をいただいた事項でございます。

内容といたしましては、法定外繰入の解消、または縮減、特別区の激変緩和措置ということで、こちらは昨年度、平成30年度を迎えるに当たって、国保制度改正したときにお示しした内容と同じ内容になります。

賦課総額の考え方といたしましては、制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成30年度につきましては、そのうち納付金分を94%として算定をし、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途に、この割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を、昨年、平成29年度区長会において定めたところでございます。

これにのっとりまして、平成31年度につきましては、昨年度より1%引き上げ、納付金分の95%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消、または縮減に向け取り組んでいくとしたものでございます。

特別区の激変緩和措置額ということで、今回、95%を賦課総額にということで、残りの5%分をこの特別区の激変緩和措置がされているということになるのですが、具体的な額で申し上げますと、こちらに記載のとおり、医療分として約109億円、支援金分として約33億円、介護分が約13億円ということで、合計で約155億円の激変緩和措置がとられているというところでございます。

賦課割合につきましては、昨年度の制度改正によりまして、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされております。

その結果、特別区におきましては、平成31年度の賦課割合は58対42とされております。そのため、基礎分、後期支援金分につきましては、原則どおり、所得割58対均等割42とするものがございます。

また、介護納付金分につきましては、段階的に58対42に移行することとされておきまして、平成31年度につきましては、均等割額を据え置き、54対46の割合としたものがございます。

裏面をごらんください。

2 保険料算定をめぐる状況でございます。

一般被保険者数でございますが、203万1,461人ということで、前年度比11万9,267人、5.55%の減というところがございます。

国保の事業費納付金につきましては、記載のとおり額を見込んでおります。

それから、③といたしまして、先ほど申し上げました特別区の激変緩和措置額を約155億円と見込んでおります。その結果、賦課総額については、こちらに記載の額となっております。

被保険者1人当たりの旧ただし書き所得につきましては、前年度までの計算に採用した所得額伸び率の見込みから0.5%増を見込んで算定をしております。

以上の経緯によりまして、3に記載のとおり、平成31年度基準保険料率につきましては、①基礎分・後期高齢者支援金分、それから②介護納付金分につきまして、こちらに記載のとおり内容とさせていただきたいと考えております。

資料3をごらんください。

特別区の国保におきます保険料率等の推移ということで、平成27年度から今回の平成31年度の案まで、5年分掲載をしております。

こちらごらんいただきますとおわかりのとおり、平成30年度と比較をしたときに、まず、上の表の基礎分と後期高齢者支援金分を合わせたものですが、こちらにつきましては、金額にして3,186円、率にして2.61%の増。下の表の介護納付金分につきましては、額にして665円、率

にして2.02%の増ということで、全て合わせますと3,851円の増というような内容になります。

次に、資料4でございますが、こちら、A3で織り込んであるものですが、こちらは、特別区で算出をいたしました、収入別・世帯構成別のモデルケースによる試算ということでございます。

さまざまな世帯構成、所得の状況、ございますので、この5つで、当然、全てあわせるものではないのですが、あくまでもモデルケースということで、ご参考までにご用意をさせていただいたものでございます。

それぞれの表の一番下のところに対前年度比ということで、指数が書かれております。

こちら、ごらんいただきますと、一番左のほう、100万円、153万円というあたりです。この所得の低い方々につきまして、前年度比で見ますと1.024というような数字で、ほかの階層と比べますと、若干、上がっているというような状況でございます。

こちらは、今回、所得割率が昨年と比べて減った一方で、均等割額については昨年度より上昇しているという状況がございまして、そういったところで均等割額の影響を受ける階層の方々については、若干の値上げとなっているような状況でございます。

それから、次が資料5でございます。こちら、A4の横の資料でございますが、こちらは、確定係数により都が示す文京区の算定結果についてということで、平成30年度からの制度改正によりまして、東京都が財政運営の主体になるということで、各区から東京都に対して納付金というものを納める納付金制度がスタートしております。その納付金の金額をお示ししたものでございます。

1番目の納付金額の比較ということで、平成30年度と比較をいたしますと、金額にして、医療分のところは5,142万円。それから後期支援分のところは1,920万円の増となっております。介護納付金分につきましては104万円ほどの減ということで、トータルいたしますと6,958万円ということで、7,000万近くの増額ということになっております。

この納付金がふえた分を1人当たりの納付金額に割り返してみた数値がカッコ内に示してあります。また、納付金を反映した1人当たり保険料額を比較したものが2番目の表でございます。同じく医療分、後期支援分、介護納付金分、それぞれございますが、それぞれ、若干ではございますが、上昇しているような状況でございます。

3標準保険料率の比較ということで、こちら30年度と31年度、並べて記載をしております。こちら、所得割のほうは昨年度より下がっておりますが、均等割については、前年度より上がっているというような計算になっております。

それから、欄外に米印で書いてございますが、こちらの数値につきましては、法定外一般会計繰入を行わないものとして算定したものであるということ。また、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なるということで、その点だけお含みおきください。

実際、この都の示しているこの保険料率、標準保険料率を用いますと、一般会計からの繰り入れをなくして、保険料の収入だけで賄えますよというもので都が示しているものなのですが、実際の数値につきましては、先ほどご説明したとおり、この標準保険料率よりは低い値になっております。その分については、一般会計からの繰り入れをして補填をしているという形になります。

次に、資料6をごらんください。

国による国民健康保険制度の改正について、ということで、政令の改正内容についてお示ししております。

1つ目が、基礎賦課額に係る賦課限度額の見直しということで、先ほどからお話をしております。基礎賦課額に係る賦課限度額を現行58万円から61万円に引き上げるものでございます。

2つ目といたしまして、減額の対象となる所得の基準について、①、②のとおりとする。①については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行27.5万円から28万円に引き上げる。2割軽減につきましては、現行50万円から51万円に引き上げるというものでございます。

3番目につきましては、高額療養費制度等における非自発的失業者の所得判定基準についての見直しということで、非自発的失業者の方々については、特例対象被保険者といたしまして減額の措置がされておりますが、それについても、今回、(2)の改正と同様に、見直しを図るというものでございます。

今、こちらの内容が、2枚目のA4の横の資料に図示されております。こちらでござんいたいたほうが、内容としてはおわかりいただきやすいかと思えます。

中段、2制度の内容というところで、グラフで示されているものでございます。

保険料額を縦軸、所得額を横軸にとったグラフでございますが、今回、軽減の判定所得の見直しを行ったことによって、仮に今年度と全く同じ所得の方でも、来年度からは、この軽減の対象になる可能性があるということです。若干、額を広げたことによりまして、そういう方も出てくる可能性があるということです。その改正について、5割軽減の方、2割軽減の方について改正をしているというところでございます。

それから、課税限度額の見直しということで、61万円に変えましたということで、この見直しに関する効果といたしましては、こちらに記載のとおり、中間所得層といわれる方々の被保険者の負担に配慮した見直しがされたということになります。その結果、今回、所得割率が下がった要因の一つとなったところでございます。

グラフで見ますと、この下の矢印のところに入る、この三角の部分と、その右側の上の矢印の入っているこの部分が同じ額で、この分が高所得者層に移りましたというような図になります。

長くなりましたが、諮問についてのご説明は以上でございます。

○白石会長

説明が終わりました。

資料に基づきまして、文京区国民健康保険料の保険料率の改定について、ご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

1 1 審議事項質疑応答

○白石会長

松丸委員。

○松丸委員

この間、国民健康保険に対する、取り巻く環境というのは、いわゆる社会保険が、アルバイトとか、そういう方たちも社会保険に移行し、国保の加入率というのは下がってきているという状況の中で、特別区が統一保険料ということで示してきたわけですが、そういった中で、これ、以前もいろいろと話に出ました江戸川、千代田、中野というのは、この統一保険料から離脱をするということで、独自の案でやっていくということでしたけれども、その辺の3区の状況というのは、今回のこの改定に伴って、どういった状況を、この3区に関しては示しているのかということが1つ。

それから、当然、この保険料の改定と同時に、特に今回、中間所得層にいった人に一定の配慮をし、若干、保険料が下がったということがあるのですけれども。

今後、この推移を見ていくと、やっぱりこの保険料が改定し、上がっていくというのは、これはもう避けて通れないと思うのですけれども、そういった中で、一方では、きちっとした医療費の適正化というものも、しっかりやっていかなきゃいけない。特に今回、31年の文京区の

予算ですか、一応、先日、プレス発表等々して、これから予算審査が、区議会で始まっていきますけれども、そういった中では、特に大きくレベルアップとしては、いわゆるジェネリックの通知を新たにレベルアップとして690万、約700万近く、この31年度予算の中には入れているし、また、糖尿病の、これは我々も一貫して言ってきましたけれども、重症化予防ということに関しては、新たな新規事業として1,300万近く、今回、文京区としては、この予算を計上して、これから審議して、どういうふうになるかわかりませんが、そういった、ある意味での予防対策というのを、今後、区としても、この統一保険料に伴って、どういう対策をしっかりとやっていくのかということ、ちょっとお聞きをしたい。

この、以上2点。

○白石会長

畑中国保年金課長。

○畑中国保年金課長

ただいまのご質問につきまして、まず、3区の状況でございますけれども、今の時点で、まだ正式なものはお聞きをしておりますが、これまで検討の経緯の中では、昨年度、離脱を表明いたしました千代田区、それから江戸川区については、引き続き離脱をする方向で検討しているというお話しは聞いております。

また、中野区につきましては、今回、区長がかわられたということもございまして、ちょっと、どうするか、今のところ、続けるかどうかも含めて検討中ということ、秋口の時点ですけれどもお聞きをしている状況です。間もなく全区の集計したものが情報としてはいただけると思いますので、また、教えていただき次第、お示しをしたいというふうに思っております。

それから、2点目につきまして、医療費の適正化ということで、松丸委員のご指摘のとおりでございますが、今後、どんどん上がっていくということは、当然、避けられないということで、我々としては、医療費の適正化、収納率の向上といった取り組みを引き続きやっていかなければいけないと考えているところです。

今、ご指摘のございましたジェネリック医薬品の利用促進につきましては、これまでも取り組み、さまざまやってきたところですが、来年度、新たに予算をとりまして取り組みをしているところにつきましては、これまでジェネリックの医薬品について、「ジェネリックの医薬品に切りかえますと、これぐらいの自己負担の軽減がされますよ」というようなお知らせを区のほうから年に3回ほどお送りをしていました。金額にして500円です。500円の差が見込める方について、区のほうから、年3回お送りをしていたのですが、その回数を10回

ぐらいにふやしてみようかというようなことを今考えております。

それから、送る対象の方について、今までは500円ですとか、金額を切ってやっていたのですけれども、そういうやり方ではなくて、金額や薬の処方されている量ですとか、また、薬の内容まで。それから対象の方の年齢など、そういったものも加味した上で、どういった方にお送りをすると一番効果があるのかというようなことを、レセプトから分析をした上で、対象者を絞ってお送りをする。そういったやり方を試してみようと考えているところでございます。

次に、重症化。糖尿病性腎症の重症化予防につきましては、ずっとご要望もいただいていたところで、ようやく31年度からスタートできる準備が整ったということで、医師会の先生方にはご協力をこれまでもいただいていたところでございます。糖尿病につきましては、1回、人工透析に入りますと、年間で500万ぐらい医療費がかかるというようなお話も聞いておりますので、1人でもそういう方を出さないということですね。減らすことはなかなかできないのですけれども、これ以上ふえないように食いとめるというような趣旨での取り組みとなりますので、この辺の新しい事業をやっていく中で、何とか保険料の上昇を少しでも食いとめられるように、というところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○白石会長

松丸委員。

○松丸委員

わかりました。ぜひ、今回の31年度予算の中で、今言ったジェネリックの、そういったきめ細かなレセプトを、きちっと分析した上で取り組んでいくということは、当然、大事だと思っております。ただ送ればよいという問題じゃないのでね。その辺と同時に、この糖尿病の重症化予防。これも前回の、たしか、この協議会の中でも、この糖尿病、透析に対する費用負担というのは非常に大きくなるということ、話もあったと思うのですけれども、この辺をしっかりと取り組んでいていただきたいかなというふうに思います。

それと、もう一つ、今回我々、議会の中で、私どもの公明党の渡辺智子議員が代表質問させていただいた、いわゆる認知症の予防対策。これも、特に軽度認知障害、MC I。これのいわゆる対応というの、やっぱり今後、しっかり取り組んでいかなきゃいけないのではないですかということを提案させていただきました。

特に、65歳以上の人口の13%が認知症機能の低下がある、機能の低下があるというふう言われているのですけれども、そういったものを文京区に当てはめていけば、大体、一つの人口比率、文京区の、65歳の人口でいくと4万2,930名かな。このうちの13%を当てはめていくと、

約5,581人が潜在的に、いわゆる軽度の認知障害、MCIの可能性がある。このうちの10%という約558人。これを仮定した場合に、このいわゆる実際かかる費用としては、78億9,000万円近くかかるというふうに、今回の議会の中でも提案させていただきましたけれども、こういった糖尿病の重症化予防と同時に、この認知症の予防、軽度認知症の予防というものも、やはり今後、しっかりと入れていかないと、医療費の削減というか、適正なこの医療費の削減にはつながっていかないんじゃないかということで、我々、提案させてもらいましたけれども、その辺も、今後の中でしっかりとご検討願いたいというふうに思いますので、その辺、最後まで。

○白石会長

畑中国保年金課長。

○畑中国保年金課長

認知症に限らず、国保といたしまして、保健事業にはずっと取り組んでいるところですが、その保健事業の取り組みにつきましても、今、国で法案も出されているところですが、後期高齢者もそうですし、介護予防ですとか、保健事業とか、その垣根を取っ払って、一緒に地域包括ケアという視点で、一緒に取り組んでいくというようなことが言われていますので、そういった法案の動向も見ながら、区の中でも協議しながら進めてまいりたいというふうには考えております。

○白石会長

木幡福祉部長。

○木幡福祉部長

今、松丸委員からお話がありましたMCIの部分もそうですけれども、区としては、31年度に東京大学と協定を結んで、フレイルの予防ということで事業を展開してまいります。この事業に関しましては、健康寿命をいかに伸ばすかということ。それから、今、委員おっしゃいましたように、認知症の部分に関しましても、早目に発見し、認知症をとめることはできないけれども、遅らせることはできるということで、かなり今、医学的な部分でも進歩ができてきているところでございます。

ですので、我々、包括ケアシステムということで、高齢者あんしん相談センターもありますし、それから、社協が今、地域の中に入っておりますので、今まで、区はどちらかというと申請主義の部分があったのですけれども、早目早目、予防ということで、こちら側からなるべくアクションを早く起こして、掘り起こしという言い方はおかしいですけれども、早目早目の対

応をしっかり心がけて、区民の皆さんに、安心してこの地域で住んでいただけるような形で、なかなか、すぐに成果というのは難しい部分もありますが、じっくり取り組みながら、しっかり前進させていきたい。そう考えております。

○白石会長

よろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員

保険者が変わって、私たちが一番気になっているところは、さっき大きな数字を見せていただいたのですけれども、法定外繰入の部分ですね。激変緩和でやっていくということになっているのですけれども、この辺のところの先の見通し。今度、1%ということだけで順番こしていくのですけれども、その見通しも伺いたいと思っていますし、それから、外国人の労働者の方がこれから増えてくる。国も一定の縛りをかけようということをしていますけれども、その辺のお考えはどうかということ。ただ、今、フレイルに触れられたのですけれども、それ以外に、データヘルス計画を策定されたわけですから、それはほかのところの協議会なり、審議会できちんとしていられると思うのですけれども、その辺のところなど、医療費を抑制するいろんな取り組みを、総合的に私たちはやっていってほしいと思っておりますが、その3つぐらいを伺いたいと思います。

○白石会長

畑中国保年金課長。

○畑中国保年金課長

3つほど、ご質問いただきました。

1つ目の法定外繰入でございますが、委員ご指摘のとおり、1%ずつ減らしていくということで、6年後には大分上がるというような計算になるのですけれども、今年度で申しますと、先ほど155億円という数字を申し上げましたが、特別区全体で155億円が入っておりまして、そのことによりまして、保険料率で申し上げますと、概算で8,700円ぐらい抑えることができているということになりますので、これが仮にゼロになると、その分、保険料率にはね返ってくるということにはなりません。

毎年毎年、協議をして検討するということですので、今6年でというのは、あくまでも現時点での予定でございますので、その都度、保険料のご負担の状況、社会状況を見ながらということにはなろうかと思いますが、現状は、それを6年かけてなくしていくという方向で進めて

いくという考えは変わりございません。

それから、外国人の労働者につきましては、外国人労働者が一定数入るということで、国保のほうに加入される方もいらっしゃるということは想定をしております。ただ、これまでも報道にありましたとおり、外国人の不正利用ですとか、そういった点につきましては、文京区に関しては、これまでそういった事例は見つかっておりません。また、医療費の利用の状況等を見ましても、外国人の特異な状況というのは見られておりませんので、その点については、文京区としては、特に懸念はしておりませんが、あくまでも国保に一住民として入っていただくということなので、適正な利用をしていただけるように、ご案内も含めて、やっていきたいというふうに考えております。

それから、データヘルス計画の話でございますが、データヘルス計画、昨年度、策定をいたしまして、今年度から進めているところですが、先ほどお話をいたしましたジェネリックの取り組みであるとか、糖尿病の取り組みも、こちらに記載をされているところがございますので、こちらに記載された事業につきましては、一つずつ、着実に評価をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○田中委員

ありがとうございます。

○白石会長

よろしいでしょうか。

それでは、関川委員。

○関川委員

国民健康保険制度は、全国で5人に1人ですね。東京23区では4人に1人が加盟をしているという、そういう状況で推移してきておりますけれども、やっぱり所得の低い方や、それから非正規の方などが多く入っていらっしゃるということでは、公的な補助をきちっとしていくということが、やっぱり基本だと思うんですね。国保法の第1条には、国保というのは社会保障そのもの。それから、国民の健康の向上のためにあるんだということを、きちっとうたっております。

質問ですけれども、今回、値上げということになりました。また、介護分も入れると3,851円という値上げになっておりまして、先ほど表のところでご説明がありましたけれども、年金受給者の一人世帯のところ、所得の低い方のところで値上げがされているということと、それから多子世帯の方のところの上がり具合が、アップが大きいということの問題点が浮かび上

がってきているというふうに思うのです。

この間、均等割については、昔の人頭税でないかということで、収入のない赤ちゃんにまで、この均等割を課すというのはどうなのかということで、全国の知事会が4年前に1兆円の公費負担をこの国保に投入してほしいという、こういう決議がされているわけですが、4年たってもなかなか実行されていないということがあるのですが、その辺についてはどうなのかということと、それから、先ほど法定外繰入のことが出ました。国と都で、今の段階で155億円ということで、毎年減らして6年後にはなくしていくと8,700円の値上げになるという方向性だということなのですが、この法定外繰入についても、きちっと継続をさせていくということが、やっぱり大事だというふうに思うのですが、その辺の動向がどうなのかということと、それから、文京区として、一般会計から国保会計のほうに法定外繰入ということで、今年度はまだ予算案ですが、17億円のうち3億円が法定外繰入ということで入れている方向に案としてなっていますけれども、この17億円のうち3億円が減らされることによって、また保険料にはね返って、さらに保険料が高くなるということで、なかなか払い切れない人がぐっと増えていくのではないかと、私は危惧をしておりますが、法定外繰入については、国から各自治体で法定外繰入、なくしなさいということが国のほうから言われているわけですが、今、文京区は679億円という、こういう大きな、潤沢なお金を持っておりますので、ぜひ法定外繰入をきちっと継続をして保険料を引き下げていくという、その方向性を探っていたきたいというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○白石会長

3点でよろしいですかね。

畑中国保年金課長。

○畑中国保年金課長

まず1つ目の、1兆円の公費負担というところで、こちらにつきましては、関川委員もおっしゃるとおり、もう数年前から全国知事会を初め、区長会も含めて公費負担、国の公費負担の拡充ということは再三申し入れているところですが、現状、まだ動きがないというところで、その要望については引き続きさせていただくという姿勢には変わりはありません。

また、2つ目の、国や都の激変緩和措置の動向でございますが、先ほど155億円と申し上げたのは特別区の中のお話でして、そのお金と別に、現状、国と都から激変緩和の措置がされているのですが、これについては、6年間ということを都においては昨年度時点では言われておりますが、国においては、まだ正式に、もう6年後に完全にゼロになるということが

明示されているわけではございませんので、先ほどのお話とも重なりますが、また状況を見て、その辺ももしかしたら変わっていく可能性もあるのかなというふうには思っております。ただ、現状としては減らしていきますよという方向で進めているということになります。

それから、文京区の31年度の予算案につきまして、現状、3億円の繰り入れということで計上しておりますが、最終的な繰り入れの額というのは、結局のところ、決算の見込みというところになってまいりますので、ここ、現状ではあくまでも予算編成上の数字ということで、現状のこの3億円という数字には、それほどとらわれないでいただきたいというふうに思っているのですけれども、おっしゃるとおり、この法定外繰入も、結果的に減らしていくということになると、その分は当然、保険料に転嫁せざるを得ないということになってきますので、その保険料を計算するもととなります医療費を減らしていくという、区にできることとしては、その一点に尽きるのかなというふうに思っていますので、それについては引き続き取り組んでまいりますというふうに思っております。

○白石会長

関川委員。

○関川委員

今、勘違いしていた部分がありますが、そうすると、155億円の激変緩和のあれが出ていて、そのほかに、東京都などから79億円でしたか、激変緩和のお金が出ていると思うのですが、その155億円のほかに、どのくらい出ているのかということですね。

そこのところを。

○白石会長

畑中国保年金課長。

○畑中国保年金課長

31年度の、今回の保険料試算の過程において、国のほうからの分と、東京都の分からと合わせて、文京区については5億6,000万円ほど、激変緩和ということで措置がされています。

○白石会長

関川委員。

○関川委員

わかりました。

5億6,000万も出ているということですが、これも6年後にはなくなるということなんですね。そうするとまた、もっと保険料が上がるということにつながってまいりますので、今でも

保険料払えないで、資格証に正規の保険証いただいていない方が、文京区は1,100世帯ぐらいいるということでは、やっぱりこの制度をきちっと存続をさせていくためにも、公費負担というのはいかに大事かというふうに思います。

それとともに、フレイル予防とか、あと医療費を減らす取り組みも合わせながらやっていくことによって、早期発見、早期治療へとつながっていくというふうに思います。

もともと国保は、国からの補助が50%出ていたのが、今はもう25%に、全体の公費負担が減らされているということだけを見ても、その1兆円を出してほしいという全国知事会の要望というのは、本当に正当なものであるというふうに思いますので、ぜひ文京区としても、その辺は、きちっと働きかけていっていただきたいのと、文京区の法定外繰入をなくさないようにきちっと存続をしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

今回のこの諮問については、これについては賛同できない、日本共産党は賛同できませんので、態度を表明しておきたいと思います。

○白石会長

わかりました。

ほかにご質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、お諮りしてまいりたいと思います。

本日、諮問を受けました文京区国民健康保険の保険料率等の改定につきまして、今、ご説明のあった原案を了承することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○白石会長

ありがとうございました。

12 国保料率改定案の了承

○白石会長

文京区国民健康保険の保険料率等の改定につきましては、協議会で審議いたしました結果、原案を了承することと決定いたします。

なお、区長への答申文につきましては、私に一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○白石会長

ありがとうございます。

1 3 報告事項の説明、質疑応答

○白石会長

引き続きまして、報告事項に入ります。

特定健康診査等の実施状況について、事務局より説明をさせていただきます。

畑中国保年金課長。

○畑中国保年金課長

それでは、最後の資料7です。こちらに基づきまして、特定健康審査等の実施状況について、ご報告をいたします。

1番目が第1期ということで、平成20年から24年度の実施の状況。それから、2番目といたしまして、第2期の計画に基づく実施状況ということで、29年度の実績までを掲載してございます。

こちら、ごらんいただくとおわかりのとおり、29年度につきましては、特定健康診査の受診率が45.4%ということで、若干ではございますが上がっているというような状況でございます。

それから、2つ目の特定保健指導につきましては、16.8%ということで、こちらは昨年度と比べると若干減っているような状況で、26年度あたりから見ても、ちょっと横ばいというような状況で、伸び悩んでいるような状況もございます。

こちらは、この数字だけを見ると、なかなかわかりにくいんですけども、ほかの区との比較というお話で見ますと、実はこの特定健診については、この45.4%というのは8位、23区の中で8番目の数字なんです。8番目なんですけれども、一番多いのが、29年度は葛飾区。28年度です、すみません。葛飾区なんですけれども、それでも49.6%ということなので、50%を超えるようなところというのは、なかなか出ていないので、どの区もちょっと悩んでいるんだなというところがございます。

特定保健指導については、文京区は28年度の数字ですと3位ということでございます。

直近の数字ですと、29年度特定健診の数字で葛飾区が51%になったという数字が出ていますが、50%を超えているのは、この葛飾一区ということで、なかなか苦戦しているという状況は

変わっていないところでございます。

区としても、裏面にごございますけれども、受診率向上の取り組みといたしまして、平成30年度におきましては、これまでも、未受診者に対しまして、受診勧奨のはがきというのをお送りしていたのですけれども、これまでは「受診したほうがいいですよ」と、一般的なご案内にとどまっていたのですけれども、今年度から、各個人の健康意識を高めていただくために、そのおのおの方の過去3年間の健診結果というのをグラフで示しまして、それに対するアドバイス等も掲載したような、個人に訴えかけるような内容で、はがきをお送りしているところでございます。10月に送ったということで、2万3,000件ほど送っている状況でございます。

この効果は来年度にならないとわからないのですが、今回、こういう取り組みをした結果で、多少でも受診率に変化が見られれば、またこの取り組みを引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、特定保健指導につきましては、実施日時の弾力化、それから保健サービスセンター一本郷支所での初回面談の実施等により、利便性を高める取り組み。それから、電話による利用勧奨等も含めて取り組みを進めてまいりますので、これからも事業者と、どうやったらもうちょっと上がっていくかというのを検討、相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

ご説明は以上です。

○白石会長

今ご説明あった内容に、何かご質疑ありましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。ただいまのご報告事項につきまして。

頑張って文京区の件数を上げていただくということが区民の健康を保持するためにも必要なことでございますので、今後も頑張ってもらいたいと思います。

それでは、報告事項につきましては、終了とさせていただきます。

14 その他

○白石会長

そのほか、事務局から何かあればと思いますが、よろしいでしょうか。

15 協議会終了

○白石会長

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の協議会は閉会としたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。